

沖縄県内企業の受注機会確保・拡大の取組について 【港湾・空港事業及び那覇空港滑走路増設事業】

【要旨】

- 平成30年度より、港湾・空港事業及び那覇空港滑走路増設事業のWTO対象工事における、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員に係る経営事項評価点数を緩和し、更なる地元企業の受注機会確保・拡大の取組みを実施することとします。

※平成30年度よりWTO対象工事金額が6.8億円以上となります。

1. 地元企業の受注機会確保・拡大の取組

- ・ 平成30年4月の公告案件から港湾空港事業及び那覇空港滑走路増設事業において、地元企業の受注機会確保・拡大の更なる取組みとして、以下を実施する。
 - WTO案件（6.8億円以上）の場合にも、多くの地元企業が参入可能となるよう、JV代表者以外の構成員に係る参加要件を緩和する。
 - 1) 港湾・空港事業における港湾土木工事の経営事項評価点数の引下げを行う。（港湾土木 950点→850点）
 - 2) 那覇空港滑走路増設事業における港湾土木工事の経営事項評価点数の引下げを行う。（港湾土木 900点→850点）

【問い合わせ先】

内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 港湾空港品質確保室
（担当者）吉平、知念
TEL：098-866-1906 FAX：098-861-9916

① 沖縄県内企業の受注機会確保・拡大の更なる取組を実施

1. WTO案件(6.8億円以上)の場合にも、多くの地元企業が参入可能となるよう、JV代表者以外の構成員の参加要件の緩和

1) 港湾・空港工事(那覇空港滑走路増設工事を除く)

	本省通達	沖縄運用					
		(難易度Ⅲ以下)			(難易度Ⅳ以上)		
		単体又はJVの代表者	JVの構成員	JVの構成員 引下げ後	単体又はJVの代表者	JVの構成員	JVの構成員 引下げ後
空港等土木工事	1,250点	1,150点	1,050点	1,050点	1,250点	1,050点	1,050点
港湾土木工事	1,150点	1,050点	950点	850点	1,050点	950点	850点
港湾等しゅんせつ工事	950点	850点	750点	750点	950点	750点	750点
空港等舗装工事	1,050点	本省通達どおりとする					
港湾等鋼構造物工事	1,100点						

2) 那覇空港滑走路増設工事

	本省通達	沖縄運用					
		(難易度Ⅲ以下)			(難易度Ⅳ以上)		
		単体又はJVの代表者	JVの構成員	JVの構成員 引下げ後	単体又はJVの代表者	JVの構成員	JVの構成員 引下げ後
空港等土木工事	1,250点	1,150点	950点	950点	1,250点	950点	950点
港湾土木工事	1,150点	1,050点	900点	850点	1,050点	900点	850点
港湾等しゅんせつ工事	950点	850点	750点	750点	950点	750点	750点
空港等舗装工事	1,050点	950点	800点	800点	1,050点	800点	800点
港湾等鋼構造物工事	1,100点	本省通達どおりとする					

上記のほか、地元企業の参入機会の確保・拡大の観点から、JV構成員の施工実績要件については、可能な限り緩和する。

① これまで実施してきた沖縄県内企業の受注機会拡大の取組を、引き続き実施

1. 沖縄県内企業が属する発注等級(Bランク、Cランク)に対する工事規模の拡大

◆工事規模による発注等級(ランク)の標準区分(港湾空港工事) ※現行のWTO基準額 7.4億円以上→**6.8億円以上** ※ 空港等舗装工事についてはこれまでどおりとする

工種	等級	工事規模(予定価格) ＜H23年度～現行＞※沖縄特例	工事規模(予定価格) ＜本事業での適用案＞
港湾土木 空港等土木 港湾等しゅんせつ	A	5.0億円以上	—
	B	9,000万円以上 5.0億円未満	1.8億円以上 6.8億円 未満
	C	9,000万円未満	1.8億円未満

工種	等級	工事規模(予定価格)
空港等 舗装	A	1.2億円以上
	B	5,000万円以上 1.2億円未満
	C	5,000万円未満

2. WTO案件(7.4億円以上)の場合にも、多くの地元企業が参入可能となるよう、JV構成員の参加要件の緩和

	本省通達	沖縄運用					
		(難易度Ⅲ以下)			(難易度Ⅳ以上)		
		単体又はJVの代表者	JVの構成員	JVの構成員 引下げ後	単体又はJVの代表者	JVの構成員	JVの構成員 引下げ後
空港等土木工事	1,250点	1,150点	950点	950点	1,250点	950点	950点
港湾土木工事	1,150点	1,050点	900点	850点	1,150点	900点	850点
港湾等しゅんせつ工事	950点	850点	750点	750点	950点	750点	750点
空港等舗装工事	1,050点	950点	800点	800点	1,050点	800点	800点
港湾鋼構造物工事	1,100点	本省通達どおりとする。					

※港湾土木工事については、新たに要件を緩和

② JV構成員の最低出資比率の引き上げを、引き続き実施

埋立工事及び舗装工事において、3社JVにおける構成員の最低出資比率を、標準的な「20%以上」から「**25%以上**」に引き上げる。

上記のほか、地元企業の参入機会の確保・拡大の観点から、JV構成員の施工実績要件については、可能な限り緩和する。